

日南社保協ニュース（発行 2004年10月5日）

相次ぐ台風と秋雨前線の影響で秋の収穫も大幅に遅れています。会員のみなさまのお宅ではいかがでしたでしょうか。

日南社保協が発足してから1年近くになりますが、1月30日以来の久しぶりのニュースです。この間数回の世話人会を開いた以外特に活動はしていません。

特養「あかねの郷」は来年4月の開所をめざして準備が急ピッチで進められています。ホテルコストの問題では町報5月号で取り上げられていましたが、金額がまだいくらになるのか不明です。新しい社会福祉法人は「日南福社会」といい、理事長さんを始め役員、監事、評議委員さんたちが就任されています。新法人の事務は主に町の福祉保健課が担当されているようで、特養（あかねの郷）やデイサービス、訪問介護事業所などで働く職員の募集が始まっています。

日南社保協としては、ホテルコストの金額や新法人の経営方針等が明らかになった段階で懇談（意見交換）等を申し入れたいと思っています。

日南病院が来年4月から変わる？！

町立日南病院では来年（2005年）4月より地方公営企業法を「全部適用」する方向で検討が進められています。このことは単に病院内部や職員の問題にとどまらず、病院を利用するわたしたち地域住民にとっても大きな影響を及ぼしかねません。

住民の立場に立った病院経営（運営）が確保されるためにはどう考えたらよいか、学習会を計画しました。夜分、農作業等でお疲れでしょうが誘い合ってご参加下さい。

学習会「町立日南病院の今後の行方は？」（仮題）

とき / 10月22日（金）午後7時より 日南邑にて

講師 / 山本 裕 さん（京都自治労連副委員長）

地方公営企業法の全部適用については裏面の一口メモをご覧ください。

このニュース等についてのお問い合わせは荒金 実、または花房和夫までお願いします。

荒 金 実 の電話 87 - 0416（FAXとも）

一口メモ 公営企業法の「全部適用」とは

地方公営企業法は、地方公共団体（町・市・県）が経営する企業（病院や水道、交通など8事業）が、企業として経済性を発揮するとともに、「本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保する」ことを目的としています。

この法律が病院に全部適用された場合、病院の管理・運営が自治体の首長の権限から離れ、企業管理者（例えば院長）に全面的に任せられます。管理者は人事・給与・手当等についても、また資産の取得、処分及び契約の締結等についても独自の判断で行える権限を持ちます。管理者の任期は4年です。全部適用となった場合も職員の身分は地方公務員のままです。

当局が言っている「全部適用」のメリット

- 町部局からの独立性が強くなり企業意識の高揚が図れる。
- 管理者が人事についての権限を持つので採用が容易で迅速となる。
- 管理者の人材確保が民間を含めて広範囲で可能となる。

デメリットは

- ワンマン経営になり暴走に歯止めがききにくい。
- 住民の意見、要望が届きにくく、経営が優先されやすい。

などです。

一口メモ 軽介護度の人介護保険利用が制限される？

- 介護保険制度の見直し -

来年4月から、軽度要介護者の方はヘルパー訪問が利用できなくなるかもしれません。厚労省は介護保険の見直しをすすめています。訪問介護（ヘルパー）利用者の半数を占める要支援と要介護1の認定の方への訪問を抑制する方向で検討が行われています。代わりに筋力向上トレーニングなどの「新・予防給付」を設けることが検討されています。

軽度要介護者といっても、80才以上がほとんどで、心細さや健康面の不安をかかえている方が多いのです。リハビリに取り組む意欲・出かける意欲を失っている方が、ヘルパー訪問を続けるうちに自信と意欲を取り戻していく例がたくさんあります。心の不安を取り除き、生活を支えているヘルパー訪問が出来なくなることは心配です？